

メアリ・リンドン・シャンリー著『フェミニズム、
結婚、ヴィクトリア期イングランドの法』 7

Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage and the Law in Victorian England* (Princeton: Princeton University Press, rep. 1993), pp. 54-62.

ジェンダーの学際的研究班
山口みどり、吉永圭、
石山文彦、河野良継

なぜかくも多くの女性がひもじい思いをしているのだろうか？ ベッカーは問うてみせた。「女性は男性を頼りにするよう教え込まれていて、男性が女性に食べるすべを与えないままにいるからです……。なぜ男性は女性をこのように扱うことができるのでしょうか？ 女性には政治的な力がないからです。」バトラーは、女性の苦しみが政治的な力の欠如と関連すると認識しているのだから、教護院ではなくリヴァプールでの女性参政権運動のために力を尽くす方がよいのではないか。「少数の個人を救うためのたんなる慈善活動では、苦難にあえぐおびたしい数の人びとに何をしてあげることができません」——ベッカーはこのように鋭く所見を述べた¹³。

ベッカーは売春を（当時の多くの社会改革者たちがその原因だとして言及した）道徳的な弱さのせいではなく、女性が経済力と特に政治的な力を欠いているためだとしたが、ここからはフェミニストたちが自分たちの改革運動のすべてを女性の参政権欠如と結びつけたことがみえてくる。このフェミニストたちは、1867年と68年にはかくも広範囲に渡って共有していた責務を、すぐに分担した。これは「女性には政治的な力が欠如しているという」その急進的な批判を覆い隠し、ほかの運動を参政権運動と切り離すためでもあったし、エネルギーを浪費することなく「それぞれの運動に」振り向けるためでもあった。まもなくバトラーは、性病予防法撤廃運動に全力を傾けるようになり（アン・ジェマイマ・クラウがバトラーの後任として北部イングランド女性高等教育推進評議会の会長となった）、ウォルステン

¹³ Lydia Becker to Josephine Butler, 19 October 1868, Manchester Society for Women's Suffrage Collection, Manchester Central Library.

ホームは既婚女性財産法委員会の単独幹事となり、ベッカーは女性参政権全国協会のマンチェスター支部長となって『女性参政権ジャーナル』を刊行した。ジェシー・ブーシェレットはロンドンで暮らし、女性の雇用問題に密接にかかわって活動した。しかし既婚女性財産法委員会の活動にはその後は積極的な関与はしなかったようである。

バーバラ・リー・スミスは1850年代に既婚女性の財産権についての私見を議会関係者に伝えるために法律改革協会を頼りにしていたが、これと同じように、ウォルステンホーム、バトラー、グロイン、ブーシェレットは、自分たちの運動を推進するために社会科学振興全国協会の演壇、威信、そして専門知識を利用した。この協会は一般に社会科学協会と呼ばれていたが、女権拡張運動に深く関与していた数名の男性がこの協会の会員であった。このため、同協会は既婚女性財産法の成立に向けて議会に圧力をかけるうえで、パートナーとして積極的な役割を果たした。社会科学協会は、社会改革に尽力するたくさんの団体をまとめるためにブルーム卿らによって1856年に設立され、法律改革協会もすぐに傘下に加わった。協会会員たちは1857年から1884年にかけて、イングランドの道徳的、社会的、政治的改革に重要だと考える問題を論じるために年次大会を開いた。社会科学協会の影響力は後年には低下したものの、1870年代半ばにいたるまで、同協会は医者、聖職者、法律家、国会議員、公務員、実業家、教育者、そして労働組合員といった幅広い専門職の社会改革家を一堂に集め、感化院から比例代表制、そして植民地における衛生状態に至る改革案を議論した¹⁴。

社会科学協会は、発足以来女性に扉を開いていた。これはブルーム卿だけでなく協会書記長ジョージ・ヘイスティングズの影響でもあった。ヘイスティングズは早くから女性の権利を支持しており、バーバラ・ボディションの良き友人でもあった¹⁵。ヘイスティングズは1859年にランガム・プレイス・サークルのメンバーであるアイサ・クレイグ〔詩人、女権拡張運動家〕を社会科学協会の書記補佐に任命し、同協会でもフェミニストが発言しやすい状況を作り出した。女性が公的な場で発言することがほとんどなかった時代であって、〔同協会では〕1858年から1870年のほぼすべての大会で、女権拡張運動にかかわる口頭報告をする女性が少なくとも一人はおり、数人いることもしばしばであった¹⁶。社会科学協会の大会を機

¹⁴ Lawrence Ritt, "The Victorian Conscience in Action: The National Association for the Promotion of Social Science 1857-1886" (Ph.D. diss., Columbia University, 1959).

¹⁵ Lee Holcombe, *Wives and Property: Reform of the Married Women's Property Law in Nineteenth-Century England* (Toronto: University of Toronto Press, 1983), 125.

¹⁶ Worzala, "The Langham Place Circle," 181. 例えば 1861 年のダブリン大会ではジェイン・クロウが女性雇用推進協会 (SPEW) について口頭報告し、エミリー・フェイスフルは女性の植字工について、ジェシー・ブーシェレットは女性雇用推進協会の地方支部について、オヴェレンド夫人は報酬の良い〔女性のための〕職について、マリア・ライは教育のある女性の海外移住について、ペイリー夫人は女性の雇用について、フランシス・パワー・コップは救貧院の病人について、そしてメアリー・カーペンターは貧民の子どもについて報告した。女性の雇用については、1859 年のブラッドフォード大会でベッシー・パークスとジェシー・ブー

に、ベッカーやイザベラ・トッドら何名かの女性たちは女権拡張運動に参加した。ベッカーは1866年のマンチェスター大会で、女性参政権にかんするボディションの報告によって刺激を受けていた。アイルランドにおける女性運動の要であったトッドは、1867年のベルファスト大会でのいくつかの報告に感動し、その後幅広く女性の大義のために身を捧げたのだった¹⁷。【以上翻訳：山口みどり】

10年にわたる女性改革論者と社会科学協会のつながりを考えれば、既婚女性財産権の改革に関心がある人々が社会科学協会を頼りにして、彼女らの大義を公表し、議会に提出できるような提案へと練り上げようとしたのは当然であった。1867年10月の年次大会において、ジョージ・ヘイスティングズは、既婚女性をfeme soleの地位に留める法案通過を支持する報告をした¹⁸。12月には、ウォルステンホーム、バトラー、ブーシェレット、グロインは、300筆を付した請願書を社会科学協会の評議会に提出し、既婚女性財産法改革の主張を取り上げることを協会に要請した。法学および法改正委員会（フレデリック・ヒルが議長を務めた。彼はマシュー・ダベンポート・ヒルの弟であり、このマシューという人物はバーバラ・リー・スミスが1854年刊行の『女性に関する…解説』の草稿を書くことを手伝ったことがあった）は、リチャード・パンクハーストが書いた私案を提示した。これは本質的には、サー・アースキン・ペリーが1857年に議会に持ち込んでいたものと同じであった¹⁹。1868年秋にバーミンガムで行われた社会科学協会の年次大会の後、——この大会で法学部門は「議会から改正法案を得るための努力を続ける」ことを評議会に求める決議を採択した——、財産法の支持者達は、議員であるジョージ・ショウ・ルフューブルに対し、庶民院において上記法案を提出するよう説得した²⁰。

ところで、女性の権利のための活動家たちは、議会の外から圧力をかけるために、既婚女性財産権委員会の組織化に着手していた。既婚女性財産権委員会の『最終報告書』は簡潔に次のように報告している、すなわち、「法案を支持する活動を促すために、小規模の執行部を持つ一般委員会が、即座に組織化された。これは…最終的には1868年4月に既婚女性財産権委員会として設置され、ミス・ベッカーを会計係に、ミス・ウォルステンホームを執行

シェレットの両名がそれぞれ報告し、翌年以降も多くの報告が続いた。1865年のシェフィールド大会では、ドロシア・ピールとエリザベス・ウォルステンホームが女子教育についての分科会で報告した。1866年のマンチェスター大会では、バーバラ・ボディションが女性の自由土地保有権者と女性世帯主への参政権付与を主張し、1868年のバーミンガム大会では、エミリー・デイヴィスが女子カレッジ設立計画のあらましを述べた。National Association for the Promotion of Social Science (NAPSS), *Transactions*. を参照。

¹⁷ "Miss Isabella Tod: Social Reformer," *Women's Penny Paper* (October 1889), 1-2.

¹⁸ NAPSS, *Transactions* (1867), 292; *Englishwoman's Review* 1 (October 1887): 320-21.

¹⁹ Holcombe, *Wives and Property*, 166, 125; *Englishwoman's Review* 2 (April 1868): 418.

²⁰ NAPSS, *Transactions* (1868), 39, 275-81. 238-49 も参照。

部幹事に置いた」²¹。この委員会の組織化は『最終報告書』の簡潔な記述が示すよりずっと困難なものであった。エリザベス・ウォルステンホームは既婚女性の財産問題に特別な関心を寄せており、5月3日にヘレン・テイラーに、既婚女性財産権委員会に彼女の名前を貸してくれるように頼む手紙を書いた²²。しかしウォルステンホームはどうも自分が常任の幹事でいられるとは思っていなかったようだ（おそらく体調不良のせいで、このことはリディア・ベッカーの手紙でしばしば言及されている）。ベッカーは6月8日の手紙で、ジェシー・ブーシェレットにその仕事を替わってもらってはどうかと、ウォルステンホームに尋ねていた。同じ手紙では、ウォルステンホームに対し、組織の体制がまだはっきりしていないと注意をしていた。「誰が委員を任命するのでしょうか？当の本人なののでしょうか？」ベッカーはまた、マンチェスターからこの財産権運動を指揮することは難しいのではないかと懸念していた。「ロンドンであてにできるのは誰でしょうか——南部で協会の命運を託しても大丈夫なのは誰ですか？」²³。このような手紙のやり取りをしたものの、ウォルステンホームはその職責にとどまり、夏の間にはショウ・ルフェーブルの法案についての聴聞会を開くために議会内に組織された既婚女性財産権特別委員会に出席する証人を駆り集めた²⁴。他の既婚女性財産権の委員会も、まもなくベルファスト、ダブリン、バーミンガムで組織された。こうして法の他の分野にも影響を及ぼすことになるだろう、ヴィクトリア期における女性の権利のための偉大な運動の内の一つが、開始された。

財産法の改革を支持する人たちは、実際に女性の雇用、高等教育、参政権の仕事に関わっていたので、婚姻の有無にかかわらず男女とも自身の財産を支配する平等な権利を持つという議論を彼女たちが大いに頼りにしたことは、驚くべきことではない。法改革のための彼女らの計画は、既存の婚姻法において男女間で権利義務が異なっているところを、厳密なジェンダー中立性に基づいた法に置き換えることを含んでいた。改革者たちは、成人女性の財産が結婚によって自動的に夫のものになることは、自身の財産、とりわけ自分自身の労働の果実を所有する個人の権利を侵害していると主張した。彼女らが維持しようとしたと思われる唯一の区別は、自分の妻を扶養する夫の義務であった。この義務を彼女らは、夫のはるかに優れた稼得能力に加え、妻が出産・育児を担うことに基づくものと見なしたのだから。【以

²¹ MWPC, *Final Report* (1882), 13. 初期の『報告書』およびレターヘッドのある便箋ではジョセフィン・バトラーとエリザベス・ウォルステンホームは共同幹事として列挙されていた。まもなくバトラーは、少なくとも公的には、性病予防法撤廃運動にほぼ専念するようになった。(MWPC, 3rd and 4th annual Reports [1869 and 1870], and the Mill-Taylor Collection, BLPES).

²² Elizabeth Wolstenholme to Helen Taylor, 3 May 1868, Mill-Taylor Collection, BLPES.

²³ Lydia Becker to Elizabeth Wolstenholme, 8 June 1868 (two letters) Manchester Society for Women's Suffrage Collection, Manchester Central Library.

²⁴ Ibid., and 21 June 1868.

上翻訳：吉永圭】

しかしながらこれらのフェミニストは、既婚女性の財産を規律する法の改革を求めるため、「平等な権利」という主張に加え、他の二つの重要な論拠も掲げた。第一の論拠とは、現行法がコモンローとエクイティという二系統の法的ルールの並存を認め、富裕層の女性には適用されない法的制約を労働者階級の妻たちに課しているということであった。第二は、夫婦の関係の変容それ自体が重要なことであり、その実現のためには、まず夫と妻の法的な平等性を確立しなければならないということであった。愛情とは、法が配偶者の間に階層関係や優先関係を一切押しつけないときのみ、生まれ育つものである。というのも、上位の者と下位の者、「主人」と「奴隷」の間には、真の親密さは存在し得ないからである。これらのフェミニストが平等な権利を強調したのは、個人の自律性を高めるとともに夫婦の結びつきを強めることを望んでいたからである。バトラーは次のように記している。「女性の、より自由な人生という道が開かれるならば…、結局は婚姻の件数が増えることになるだろう。というのも、女性たちの価値が、またそれゆえ魅力が高まるからである。しかも、現在の家庭のなかでわれわれが守っていきたくないと望むすべてのものが、守られることになるのは間違いない。」²⁵個人の自律性と夫婦の結びつきは単に両立可能であるだけでなく、前者なしに後者は不可能だというのであった。

コモンローの規則に従うと既婚女性の財産を不当に剥奪することになってしまうという主張は、フランシス・パワー・コップが行っている。1868年、彼女は『フレイザーズ・マガジン』誌に評論「犯罪者、知的障がい者、女性、そして未成年者——この分類は適切か？」を発表し、そのなかで機知に富んだ印象的な議論を展開した。独身女性は財産を保有し、契約を締結し、訴訟を提起したり提起されたりしており、これらの権利が婚姻した時点で奪われるのは正義に反する。女性以外で、自分自身の行為の結果としてこうした資格を喪失するのは、重罪犯、すなわち最も深刻な犯罪で有罪となった者だけである。未成年者と知的障がい者は、能力が恒常的に欠如しているため、自らの名において財産を保有することも契約により自ら義務を負うことも許されていない。コップは魅力にあふれた空想を巡らせ、他の惑星からの訪問者を描いた。彼は地球にやって来て、滞在中、イングランドの婚姻の習慣を説明してもらおうべく、次のように頼むのである。「『すみません、私はあなたたちにはひどい愚か者に見えるに違いありません！ [しかし] あなたたちの法は、殺人を犯した女性の財産と、婚姻をした女性の財産とを、なぜ同じように扱うのでしょうか？』」この評論の別の箇所ではコップは、女性が男性と知性あるいは体力の点で同等かどうかという問題に取り合わな

²⁵ Josephine Butler, ed., *Woman's Work and Woman's Culture: A Series of Essays* (London: Macmillan, 1869), xxxiii.

い姿勢を見せた。対立の種となり得るこの厄介な問題は、女性たちが婚姻した時に財産権を奪われることが正義に適っているかという問題とは無関係だからであった。「『あなたより劣っている…ことにしましょう』」とコップは書いた。「『何が正しく何が間違いなのかを見分ける道徳的責任と十分な知性を私が持っているということをあなたが認めるなら、…私は十分に満足です。私が市民としての諸々の権利を主張するのは、ひとえに道徳的かつ知的な存在としてなのです。その根拠に基づくとき、それらの権利を私に対して否定できるのですか?』」²⁶同じ趣旨の主張は、[すでに] 1855年に、アンナ・ジェイムソンとキャロライン・ノートン、イライザ・リンによってなされていた。すなわち、女性は弱き器であるかもしれないが、それでも、自分自身の労働の果実に対する権利は持っているというのであった。J・S・ミルはもっと強い表現を用いて、婚姻時における女性の財産の没収に対する怒りを示した。彼は『女性の隷従』で次のように論じた。「イングランドのコモンローの下での妻の地位は、多くの国の法の下での奴隷の地位よりも劣っているのである。たとえば、ローマ法によれば奴隷は自らの財産 (peculium) を持つことが許され、法が一定程度、その排他的使用を保障していたのだ。」それに引き換え、イングランドの既婚女性には自分自身の収入はまったくないのであった²⁷。

既婚女性の財産を規律する完全に異なった二系統のルールが並存している点は、フェミニストたちがコモンローを止むことなく非難し続けた理由でもあった。エクイティの下では、法的文書を作成できるだけの経済的余裕のある女性はだれでも、信託によって保護される自らの「特有財産」を持つことが可能であった。既婚女性財産法の改革を求める者たちは、富裕層において娘の結婚前にエクイティ上の信託を設定するという慣行が広く見られることについて、これは、議員たちが自分の娘や姉妹、妻は受託者の管理下であっても本人自身の財産を持つべきと考えている証拠だと主張した。実際、妻が大法官裁判所の管轄する（支払いを受けるべき金銭のような）「債権」を持っていたならば、夫がその資金から妻に渡すべき割合を取り決めるまでは、裁判所は彼が妻の債権を動産へと転換する（すなわち、自らの法的権利として金銭を取り立て、それを自らのものとする）ことを認めなかった。これは妻の「財産処分へのエクイティ上の権利」と呼ばれていた。このような場合、財産の半分を妻と子の、残りの半分を夫の取り分とするのが通例だったが、状況により比率が異なることもあった²⁸。「財産処分へのエクイティ上の権利」が行われていたのは、エクイティ裁判所は

²⁶ Frances Power Cobbe, "Criminals, Idiots, Women and Minors: Is the Classification Sound?" (Manchester: A. Ireland, 1869), reprinted from *Fraser's Magazine* (December 1868), 5, 27.

²⁷ J. S. Mill, *The Subjection of Women*, in *Essays on Sex Equality*, ed. Alice Rossi (Chicago: University of Chicago Press, 1970), chap. 2, 158-59.

²⁸ Sir Thomas Barrett-Lennard, *The Position in Law of Women* (London: Waterlow & Sons, 1833),

妻や子を利用しようとしかねない者たち——ここでは夫など——から彼女たちを保護するものだという観念を反映したものであったにもかかわらず、法的手段が付与されたのはエクイティに訴えることのできる既婚女性に対してであり、これはさほど裕福でない仲間たちには縁のないものだった。法改革を求める者たちは、上流階級の女性の財産を規律するエクイティと労働者階級の妻たちの財産を規律するコモンローという、二系統の別々の財産法が存在しているのは、イギリスの正義に対する侮辱だと主張した。必要なのは、制定法の単一の枠組みにより、すべての女性に対して自分自身の物事を処理する同一の法的能力を付与することであった。これは、現状では富裕層の女性だけが享受していたのである。【以上翻訳：石山文彦】

改革者たちは、財産法上の性差別をなくすこの議論を進めるにあたり、正義についての理論的な考察だけでなく、労働者階級の妻たちの実際の窮状を引き合いに出した。チャールズ・ディケンズが編集した『オール・ザ・イヤーズ・ラウンド』誌で公表されたいくつかの小論では、裕福でない家庭でも、婚姻で妻の財産を手に入れて飲酒や競馬や愛人に浪費する、怠け者で放蕩者の夫に妻が翻弄される様子が描かれている。「結婚指輪の奴隷たち」はルーシー・ブロックシャムの話語っている。彼女は、地方の地主の息子と結婚した貧しい下宿屋の女主人の娘であるが、夫には自分たちを養う甲斐性も、自己管理能力もないと気づいたので、「ルーシーの縫い物の腕」を頼りに始めた「彼女のござっぱりとした小さな帽子屋」が彼女らの唯一の収入源となった。ルーシー・ブロックシャムが事実として、夫婦を養うのに十分なお金を稼ぐだけでなく、貯金もしていたにもかかわらず、「官報と救貧院が彼女らの最終的な運命となるだろうことに疑いの余地はない」のだ。ポリー・コーマーも同じように貧窮していた。「とっくの昔に彼女のもとを去った夫が彼女につきまとい、お金がなくなると現れては家を荒しまくり、彼女が苦勞して揃えた家財道具をあれこれ売りとばし、彼女の稼ぎを奪っては、放蕩にふけることを繰り返したため、彼女は小さな子ども達との巢作りをまた再び始めるしかなかった」のだ。著者曰く、このような女性たちに自身の財産の管理を認めることが、「我々の中にいる奴隷たちを解放する試み」²⁹であった。

法改革をめざすこれら運動家の多くは、自分たちの求める変化が貧困者を救うだけでなく、婚姻関係そのものの変化に拍車をかけることを望んでいた。運動家たちは他の多くの点では意見を異にしていたけれども、多くの女性が望んでではなく経済的・社会的必要性を理由として婚姻をするという事実から今の婚姻は腐敗しているという点では同意見であった。

78; Herbert N. Mozley, "The Property Disabilities of a Married Woman and Other Legal Effects of Marriage," in Butler, *Woman's Work*, 195-96.

²⁹ *All the Year Round* (4 July 1868), 86-88.

実際、多くの著述家が婚姻を暗に売春にたとえていた。イライザ・リン・リントンは、女性の全面的な味方ではなかったが、「女性にふさわしい依存」で次のように論じている。もしも既婚女性が、

夫の扶養に頼らず、援助なく衣食が足りていて、支援なく自らの社会的地位を維持できるならば、彼女らはより上手に折り合って、より正当で自由な待遇を求めることができるだろう・・・しかし実際のところ、男性は自分たちの望みに無条件に気を配るよう妻に要求する権利を有している。というも妻は男性の財産であり、一定の奉仕の代わりに衣食を給してもらおうという夫の隷属者だからである。³⁰

愛する人と結婚ができた幸運で賢明な女性であれば、男性からの経済的な自立は望まないであろう。しかし、それ以外の女性たちは、そこまで幸運ではないので、自らの財産を管理することができるようにする必要があった。1850年代にキャロライン・ノートンをめぐる事態について抗議した際もそうであったが、リントンは、女性が男性と根本的に対等であることの論理的な帰結として既婚女性財産権の改革を擁護したのではない。むしろ不完全な世界において女性が男性から身を守る方策として改革を擁護したのであった。

ジュリア・ウェッジウッドは、参政権についての文章の中で、「社会の粹組み」が婚姻を「女性の唯一の職業」にしてしまうと指摘した³¹。ジョセフィン・バトラーは、「あまりにも多くの女性の人生が味気なく、あるいは物質的な必要性から、結婚を申しこむ男性がいれば誰でも受けいれさせてしまうのです」³²と述べている。『ザ・ヴィクトリア・マガジン』誌は女性の貧困を非難し、「貧困ゆえにどんな変化も歓迎されてしまう。そのような風潮によって、婚姻は女性の親族が扶養負担から免れる唯一の手段になってしまう」³³と論じている。フランシス・パワー・コップとジョン・スチュアート・ミルは婚姻を女性にとっての「ホブスンの選択」〔示された選択肢をとるかとらないかしか選べない選択のこと〕と称した。すなわち、女性は婚姻するしかない、そうでなければ役に立ち、社会に認められて、報われる仕事はないのである³⁴。ジョン・ボイド・キニアーは婚姻をある種の売春であるとあ

³⁰ Eliza Lynn Linton, "Womanly Dependence," in *Ourselves: A Series of Essays on Women*, 2d ed. (London: G. Routledge & Sons, 1870), 226-27.

³¹ Julia Wedgwood, "Female Suffrage, Considered Chiefly with Regard to Its Indirect Results," in Butler, *Woman's Work*, 261.

³² Butler, Introduction to *Woman's Work*, xxx.

³³ *Victoria Magazine* 10 (January 1868): 198.

³⁴ Frances Power Cobbe, "What Shall We Do with Our Old Maids?" in *Essays on the Pursuits of Women*, ed. Frances Power Cobbe (London: Emily Faithfull, 1863), 64; J. S. Mill, *Subjection of*

からさまに書いた。女性の願望を婚姻に限定することで、社会は結婚への圧力を強めていき、ついにはそれが女性の活力のすべてを占めるに至ったとする。このような不快な判断を疑った者に向けて、キニアーは次のように述べている。

ロンドンのおしゃれな通りに人の多い時間に足しげく出かけさえすればよい。そこで世界中で最も豊かで最も恥ずべき女性の市場をみることになる。男性は柵のそばに立って、女性がゆっくりと通り過ぎる間に、完全な公平さと平等な自由でもって批評する。ある者は雇われ、ある者は売られる—結婚する—。後者の結婚を目的とする女性には注意深い母親が側について、入札価格を予想し、希望価格以下で売られてしまうのを防いでいる³⁵。

チャールズ・ディケンズの『ドンビー父子』（1848年）に登場するイーディス・スキュートンと彼女の母親の冷ややかな描写は、まさしくこのような婚姻オークションに巻き込まれた母娘に関するものであった。【以上翻訳：河野良継】

ⁱ 邦訳書のタイトルは『女性の解放』である（大内兵衛・大内節子訳、岩波書店、1957年）。

Women, chap. 1, 156. 当時みられた独身礼賛は、婚姻を女性の唯一の職業とするこうした考え方に対する反発であった。ジョセフィン・バトラーは「この時代において、あらゆる女性の義務は婚姻することである」（Butler, *Introduction to Woman's Work*, xxxv）ということを正しいとは思わなかった。Martha Vicinus, *Independent Women: Work and Community for Single Women, 1850-1929* (Chicago: University of Chicago Press, 1985) も参照せよ。

³⁵ John Boyd Kinnear, "The Social Position of Women in the Present Age," in Butler, *Woman's Work*, 354.